

# 令和7年度 掛川市立三笠・さかがわ幼稚園 『預かり保育』のご案内

掛川市こども保育支援課

## 1 預かり保育とは

通常の教育時間終了後に、在園する園児を対象に行う保育活動のことです。担当職員や学年の違う友達と関わりながら、家庭的な雰囲気の中で遊んだり、紙芝居や絵本を見たり、おやつを食べたりして過ごします。

保護者の就労や家族の看護等で長期的に預かりが必要な場合や、家庭の事情により、一時的に預かりが必要な場合に、有料で利用できます。

また、通常の預かり保育に加えて、掛川市内の保育園等の待機児童対策として、早朝と夕方の延長預かり保育を実施しております。

## 2 実施時間及び期間

### (1) 預かり保育時間

- ・ 通常預かり保育 教育時間終了後～午後5時(長期休業中は、午前8時30分～午後5時)
- ・ 延長預かり保育 早朝：午前7時15分～午前8時30分  
夕方：午後5時～午後6時(長期休業中も延長預かりを実施します。)

☆お子さんが待っていますので、可能な範囲で早めのお迎えをお願いします。

### (2) 預かり保育期間

- ・ 4月2日～翌年3月30日までの期間で実施します。  
(土日・祝日・お盆休み・年末年始、園行事や園が指定する日は実施しません)
- ・ 新規入園する方は5月初旬から、以前に保育園や認可外保育園など集団生活を経験している園児は入園式翌日から利用できます(給食がない日はお弁当を持参していただきます)。

## 3 利用形態

【年間利用】就労や家族の看護・介護等により、1か月以上継続して利用したい場合

- 延長預かり保育は、年間利用の方のみ利用でき、保育園やこども園の入園を希望したが、入所保留になった方が対象です。

【一時利用】参観会への参加、家族の通院等の理由により、一時的に利用したい場合

## 4 預かり保育料

日額450円

【年間利用】の場合は、利用月の翌月末(3月利用分においては3月末)に口座振替で徴収します。

【一時利用】の場合は、利用翌月初めに現金徴収もしくは電子決済でお支払いいただきます。

## 5 おやつ・教材費

【年間利用】の場合は、**月額700円**で、利用月の月初めに、園にて現金徴収します。

【一時利用】の場合は、**日額50円**で、お申し込みの際に、園にて現金徴収します。

※アレルギー管理指導表を提出しているお子さんの利用については、園と保護者で話し合い、おやつ持参になった時は、教材費のみ(年間利用：月額280円、一時利用：日額20円)の徴収となります。

※次ページに続く

## 6 お申し込みから利用までの流れ

### —— 【年間利用】 の場合 ——

① 園に下記の必要書類を提出してください。（いずれの用紙も園にあります）

- ・ 「預かり保育年間利用（長期休業日利用）申請書」
- ・ 「就労証明書」（自営業含む）※父母ともに必要です。  
提出期限は、利用したい月の前月15日までです。

#### 申請する際の注意点

- ・ 「就労証明書」が間に合わない場合は、その旨を園にお伝えください。
- ・ 病気、介護等が理由の場合は、園で状況を伺い適切であるかを判断します。
- ・ 出産、育児等が理由の場合は、申請理由のその他の欄に産日（予定）を記入し、母子手帳の写しを併せて提出してください。
- ・ 通常預かり保育に加えて、延長預かり保育（早朝・夕方）の利用を希望する場合は、別途手続きが必要になります。詳しくは園にご相談ください。

② 園から決定通知書をお渡しします。

利用決定者には、後日「預かり保育年間利用（長期休業日利用）決定通知書」をお渡しします。

#### 【年間利用】を途中で中止する場合

「預かり保育年間利用（長期休業日利用）中止届」を、利用を中止したい月の15日までに提出してください。

#### 長期休業中に預かり保育を利用したい場合

【年間利用】の方のみ利用でき、預かり時間は、午前8時30分～午後5時です。

父・母・祖父母がご家庭で対応できる場合、利用はご遠慮ください。長期休業前に、利用日の確認や持ち物等のお知らせをします。

### —— 【一時利用】 の場合 ——

園長または主任の先生に、下記の必要書類等を提出してください。

- ・ 「預かり保育一時利用申込書」
- ・ 利用予定の日にち分のおやつ・教材費が入った封筒  
提出期限は、利用日の3日前までです。

一時利用申込書は4月に全員に配布予定です。1年間使用しますので大切に保管してください。

#### 【一時利用】の予約をキャンセルする場合

速やかに園へ連絡してください。

利用日の3日前を過ぎたキャンセルは、おやつ・教材費はお返できませんのでご了承ください。

## 7 預かり保育料の無償化について

預かり保育料の無償化の対象は、「保育の必要性」（下部参照）の認定を受けた世帯に限られています。対象となるためには、預かり保育の申請のほかに「施設等利用給付認定申請書」や「就労証明書」等を提出していただく必要があるため、園にお問い合わせください。（既に「施設等利用給付認定」を受けている方は再度申請を提出する必要はありません。）

また、預かり保育料の無償化は以下の事業により実施しております。

**○施設等利用給付制度**

実際に施設へ支払った保育料（利用日数×450円）が、対象額となります。  
一度保育料を負担いただき、利用実績に応じて対象額を払い戻す「償還払い」により無償化を実施します。

保育の必要性の要件	保護者の状況
就労	勤務形態を問わず就労している場合。 ※労働の常態については、原則として <u>月64時間以上の就労</u> が条件です
妊娠・出産	出産前後の場合（出産前3ヶ月間、出産後3ヶ月、最近6ヶ月間のみ）
疾病・障がい	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいのある場合
介護・看護	親族を介護・看護する場合
災害復旧	震災・火災・風水害など災害の復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合
就学等	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合

無償化についてご不明な点がございましたらこども保育支援課（Tel0537-21-1205）までご連絡をお願いします。